

城星キッズクラブ会則

(名称)

第1条 この会は、城星キッズクラブと称する。

(目的)

第2条 城星キッズクラブは、城星学園地域周辺の児童の健全な育成に資する活動を行うことを目的とする。

(資格)

第3条 この会則において、城星キッズクラブ会員とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- ① 城星キッズクラブの目的に保護者とともに賛同する小学校児童
- ② 本会則を承諾し、登録を承認された者

(登録手続)

第4条 会員となることを希望する者は、次に定める事項を所定の入会申込書に記入し、城星学園サンタマリアスイミングスクールに提出しなければならない。

- ① 住所
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス
- ④ 保護者氏名
- ⑤ 児童氏名及び学年

2 提出された入会申込書の審査及び会員登録手続は、城星学園サンタマリアスイミングスクールで行う。

(入会金及び年会費)

第5条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員特典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

- ① 情報メールの配信
- ② イベントへの参加

(退会)

第7条 城星キッズクラブの退会は、会員からの届出によるもののほか、第3条の資格を失ったときは、自動的に退会となるものとする。

(会員の個人情報)

第8条 城星キッズクラブは、会員の個人情報を会員管理、運営及び活動のために必要な範囲で収集又は利用するものとする。

(事務局)

第9条 城星キッズクラブの運営及び事務を処理するため、城星学園サンタマリアスイミングスクールに事務局を置く。

附則

この会則は、2017年9月1日から施行する。